

大分県報

平成三十年
第二九八三号
五月十五日

(火曜日)

目次

告示

救急病院等の認定.....	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請.....	一
青少年に有害な興行の指定.....	二
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出.....	二
土地改良区の定款変更認可.....	三
解除予定保安林.....	三
道路区域の変更(二件).....	三
道路の供用開始.....	四
土地改良区の役員の就退任.....	四
家畜商講習会の開催.....	四
基本測量の実施.....	四
都市計画図書の縦覧(二件).....	五
落札者等の公示.....	五
○告示	
示	
大分県告示第三百三十二号	
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。	
平成三十年五月十五日	

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成三十年五月十五日

救急病院 ・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	医療法人輝心会 大分循環器病院	大分市大字三芳三二〇番三	平三〇・五・七から 平三三・五・六まで

大分県告示第三百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年五月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年四月二十四日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 心の支援センター
- 三 代表者の氏名
生 山 留 美
- 四 主たる事務所の所在地
宇佐市大字下拝田五百六番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、人とかかわりのなかで、お互いを尊重し合う関係を持ち、自己のあり方、生き方など自分自身を見つめながら、人間存在の本質に立脚したカウンセリングを学ぼうとする有志ある者によつて、社会生活を営む上において、うまく対応できずに悩んでいる人や、何らかの問題や課題に直面して援助を求める人々と、カウンセリングやワークシヨップなどの機会を持つことにより、お互いの心身の健康増進や自己成長を目指すことに寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更

大分県報(告示)

公告の方法の変更

大分県告示第三百三十四号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成三十年五月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平三〇・ 四・二四	映画	昇天の代償 あなたのいない夜 痴漢電車 淫らな手ほどき 人妻エロ道中 激しく乗せて	オーピー映画 新東宝映画 オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	巨乳マッサージ しびれて絶頂	オーピー映画	
〃	〃	恋するプリンセス ぷりんぷりんなお尻	オーピー映画	
〃	〃	人妻浮気調査 えぐる！	新東宝映画	
〃	〃	美人妻覚醒 破られた貞操	オーピー映画	
〃	〃	熟女の色香 豊潤な恥蜜	オーピー映画	

大分県告示第三百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年五月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
FARE MARKET
大分市下郡字内ヶ迫千三百九十一番一 外
 - 2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社NTT西日本アセット・プランニング
取締役九州支店長 大 橋 宗 純
福岡県福岡市博多区上川端町十三番八号
 - 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前（仮称）スーパー細川下郡店
変更後 FARE MARKET
変更の年月日
平成三十年四月十八日
 - 4 届出年月日
平成三十年四月二十四日
- 二 縦覧期間
平成三十年五月十五日から同年九月十八日まで
- 三 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課
- 四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年九月十八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
平成三十年五月十五日

土地改良区名	所在地	認可年月日
城原井路土地改良区	竹田市	平三〇・四・二五

大分県告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。
平成三十年五月十五日

- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 解除予定保安林の所在場所
佐伯市字大江灘九八〇四番一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び関係振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年五月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年五月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
田線 県道小畑日	日田市大字高瀬字竹ノ下八一一番一 地先から 日田市大字高瀬字越原二〇九番二地 先まで	前 後	メートル 二・三・〇 三・四	メートル 一、一四二・〇
田線	日田市大字高瀬字竹ノ下八一一番一 から 日田市大字高瀬字越原二〇九番二ま で	前 後	メートル 五・一・〇 一〇・〇	メートル 一、一三七・〇

大分県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年五月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年五月十五日

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道成仏杵 築線	国東市安岐町矢川字原一五五八番三 地先から 国東市安岐町矢川字城ヶ谷一七〇四 番一地先まで	前 後	メートル 一五・二 六・四	メートル 九〇七・〇
		前 後	メートル 六二・六 六・九	メートル 九〇七・〇

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成三十年五月十五日

大分県報（告示）

大分県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十五日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道成仏杵築線

国東市安岐町矢川字原一五五八番三地先から
国東市安岐町矢川字原一五六八番二まで

平三〇・五・一五

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大井手堰土地改良区(中津市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十年五月十五日

大分県知事 広瀬 貞

(退任役員)

役名

氏名

住

所

監事

清水 一男

中津市大字高瀬五〇八番地三

(就任役員)

役名

氏名

住

所

監事

稲月 智昭

中津市大字高瀬六一二番地一

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、同法第三条第二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成三十年五月十五日

大分県知事 広瀬 貞

一 講習会の目的

家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得

二 講習の対象者

家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者

三 講習会の日時及び場所

1 日時 平成三十年九月二十日 午前八時五十分から午後五時まで

平成三十年九月二十一日 午前九時から午後五時十五分まで

なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八一会議室

四 講習の方法

講 習 内 容	講習時間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

五 受講手続及び受付期間

県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写真を貼り付け、平成三十年八月二十四日までに申請者の住所を管轄する県振興局農山(漁)村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者については、県中部振興局農山漁村振興部(大分市府内町三丁目十番一号)に申し込むこと。

六 講習会修了証明書の交付

講習会修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。

七 携行品

1 筆記用具

2 家畜商講習会テキスト(当日、会場であつせんずる。)

八 その他

講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山(漁)村振興部に問合

わせること。

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。

平成三十年五月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県企業局長 神 昭 雄

- 一 作業の種類
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業の地域
竹田市
- 三 作業の期間
平成三十年五月七日から平成三十一年三月三十一日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類及び名称
佐伯都市計画公園 二・二・二号西児童公園（佐伯市決定）
二・二・六号新道児童公園（佐伯市決定）
- 二 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類及び名称
日出都市計画地区計画 陽谷駅周辺地区計画（日出町決定）
- 二 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年五月十五日

平成三十年五月十五日

大分県報（公告）

五

- 一 落札に係る物品等の種類及び数量
薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）
規格 JIS K一四七五
予定購入数量 約二千二百トン
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県企業局
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
平成三十年四月十九日
- 四 落札者の氏名及び住所
野瀬産業株式会社 大分支店 支店長 松 野 知之
杵築市守江塩屋原二千九百六十二番五号
- 五 落札金額
一トン当たり一万七千六百一十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
平成三十年四月三日